

## 学生向けの納付猶予『学生納付特例』について

### ■学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金保険料の納付が義務付けられていますが、学生の方は所得が少ないなどの理由で国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合が多いため、**在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」**があります。

学生納付特例の申請をせずに保険料を未納していた場合は、万が一病気やケガなど不慮の事態が発生し、障がいが残ったとしても障害年金を受けとることができなくなる可能性があります。

**納付が困難な場合は忘れずに学生納付特例の申請をしてください。**

※猶予を受けた期間は保険料を納めていないため、全額納付した場合と比べ、年金支給額が低くなります。

将来受け取る年金額を減らさないためにも、追納制度をご活用ください。

### ■対象者は？

修業年限が1年以上である大学や専門学校など(※1)に在学する学生で、**本人の前年所得が一定額以下の方**が対象です。

※1 対象の学校は日本年金機構のホームページ、学生納付特例対象校一覧から確認できます。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/gakutokutaisyouko.html>

**【所得の目安】128万円(※2) + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除等**

※2 令和2年度以前は118万円

なお、次の年度も在学が見込まれる方には、4月初めに再申請の用紙（ハガキ様式）が届きます。引き続き学生納付特例制度の利用を希望の場合は、必要事項を記入の上、投函してください。

### ■申請手続き

住民登録をしている役場、年金事務所または在学中の学校(※3)に**学生納付特例申請書、学生証**を提出してください。申請の際は、年金手帳など**年金番号のわかるもの**も必要です。

※3 学生納付特例制度の代行事務許認可を受けている場合に限りです。

申請様式 <https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen/kokunen.html#cms400>

なお、申請書は郵送での提出も可能ですので、必要な添付書類を確認の上、郵送してください。

### 稚内年金事務所からのお知らせ

#### ☆20歳到達者に対する制度周知用動画のお知らせ☆

日本年金機構ではホームページやTwitterなどで年金制度について周知を行っていますが、より国民年金のメリットや大切さを理解していただくため、手続きなどをわかりやすくまとめた5つの動画を作成し日本年金機構のホームページにアップロードしました。

動画の内容は、年金制度やメリット、保険料の納付方法、学生納付特例制度、臨時特例免除制度(コロナ関係)について紹介していますので、ぜひご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>



お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話：5-1112 告知端末機：5-8812